

別表 岐阜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例と省令の対照

条例		省令	独自基準※を規定するもの
第1章 総則	第1条(趣旨)	第1条	
	第2条(定義)	第2条	
	第3条(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)	第3条	
	第4条(暴力団の排除)	—	○
	第5条(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準)	—	
第2章 介護予防認知症対応型通所介護	第6条(基本方針)	第4条	
	第7条(従業者の員数)	第5条	
	第8条(管理者)	第6条	
	第9条(設備及び備品等)	第7条	
	第10条(従業者の員数)	第8条	
	第11条(利用定員等)	第9条	
	第12条(管理者)	第10条	
	第13条(内容及び手続きの説明及び同意)	第11条	
	第14条(提供拒否の禁止)	第12条	
	第15条(サービス提供困難時の対応)	第13条	
	第16条(受給資格等の確認)	第14条	
	第17条(要支援認定の申請に係る援助)	第15条	
	第18条(心身の状況等の把握)	第16条	
	第19条(介護予防支援事業者等との連携)	第17条	
	第20条(地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるための援助)	第18条	
	第21条(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)	第19条	
	第22条(介護予防サービス計画等の変更の援助)	第20条	
	第23条(サービスの提供の記録)	第21条	
	第24条(利用料等の受領)	第22条	
	第25条(保険給付の請求のための証明書の交付)	第23条	
	第26条(利用者に関する市への通知)	第24条	
	第27条(緊急時等の対応)	第25条	
	第28条(管理者の責務)	第26条	
	第29条(運営規程)	第27条	○(第10号)
	第30条(勤務体制の確保等)	第28条	
	第31条(定員の遵守)	第29条	
	第32条(非常災害対策)	第30条	○(第2項)
	第33条(衛生管理等)	第31条	
	第34条(掲示)	第32条	○(第2項)
	第35条(秘密保持等)	第33条	
	第36条(広告)	第34条	
	第37条(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)	第35条	
	第38条(苦情処理)	第36条	
第39条(事故発生時の対応)	第37条		
第40条(会計の区分)	第38条		
第41条(地域との連携)	第39条		
第42条(記録の整備)	第40条	○(第2項)	
第43条(指定介護予防認知症対応型通所介護の基本取扱方針)	第41条		
第44条(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)	第42条		
第3章 介護予防小規模多機能型 居宅介護	第45条(基本方針)	第43条	
	第46条(従業者の員数等)	第44条	
	第47条(管理者)	第45条	
	第48条(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)	第46条	
	第49条(登録定員及び利用定員)	第47条	
	第50条(設備及び備品等)	第48条	
	第51条(心身の状況等の把握)	第49条	
	第52条(介護予防サービス事業者等との連携)	第50条	
	第53条(身分を証する書類の携行)	第51条	
	第54条(利用料等の受領)	第52条	
	第55条(身体的拘束等の禁止)	第53条	
	第56条(法定代理受領サービスに係る報告)	第54条	
	第57条(利用者に対する指定介護予防サービス等の利用に係る計画等の書類の交付)	第55条	
	第58条(緊急時等の対応)	第56条	
	第59条(運営規程)	第57条	○(第10号・第11号)
	第60条(定員の遵守)	第58条	
	第61条(非常災害対策)	第58条の2	○(第3項)
	第62条(協力医療機関等)	第59条	
	第63条(調査への協力等)	第60条	
	第64条(地域との連携等)	第61条	
	第65条(居住機能を担う併設施設等への入居)	第62条	
	第66条(記録の整備)	第63条	○(第2項)
	第67条(準用)	第64条	
	第68条(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)	第65条	
	第69条(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)	第66条	
	第70条(介護等)	第67条	
	第71条(社会生活上の便宜の提供等)	第68条	
第4章 介護予防認知症対応型 共同生活介護	第72条(基本方針)	第69条	
	第73条(従業者の員数)	第70条	
	第74条(管理者)	第71条	
	第75条(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)	第72条	
	第76条(設備に関する基準)	第73条	
	第77条(入退居)	第74条	
	第78条(サービスの提供の記録)	第75条	
	第79条(利用料等の受領)	第76条	
	第80条(身体的拘束等の禁止)	第77条	
	第81条(管理者による管理)	第78条	
	第82条(運営規程)	第79条	○(第7号・第8号)
	第83条(勤務体制の確保等)	第80条	
	第84条(定員の遵守)	第81条	
	第85条(協力医療機関等)	第82条	
	第86条(介護予防支援事業者に対する利益供与等の禁止)	第83条	
	第87条(記録の整備)	第84条	○(第2項)

別表 岐阜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例と省令の対照

条例		省令	独自基準 [※] を規定するもの
	第88条(準用)	第85条	
	第89条(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)	第86条	
	第90条(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的取扱方針)	第87条	
	第91条(介護等)	第88条	
	第92条(社会生活上の便宜の提供等)	第89条	
第5章 雑則	第93条(委任)	—	